

△寄附受納について

◆（加納委員） これで寄附受納する。それで、供用開始後は民間が維持管理費を払う。その後、例えば、連絡橋で何か事故が起きたときに、どちらが責任を負うかということについてどう考えているのか細かいことですが、教えてください。

◎（二見交通局長） 今回寄附受納しまして当局の財産ということになってございまして、維持管理経費はおっしゃっていただいたように株式会社光製作所に御負担いただきます。あつてはならないことですが、何か事故等があった場合の責任の所在は、基本的には所有者である交通局と考えています。

◆（加納委員） では、維持管理費はずっと払い続けてもらうけれども、あつてはならないことだけれども、そこで何らかあった場合の全ての責任は市の交通局が負うということの確認でよろしいのですか。

◎（二見交通局長） 答弁が少し不足してございまして、済みません。いろいろなケースがあると思います。例えば、維持管理上の瑕疵に関するものですか、そういったものはまた別でございまして。そういった意味で言えばケース・バイ・ケースになりますが、基本的な意味での所有権はこちらに移りますので、そういった意味で基本的には当局が負うべきものであろうと考えてますが、状況によりまして若干の変化はあろうかと思えます。

△事務所の統合について

◆（加納委員） 多少関連もしますけれども、今の人数の問題です。まずは確認ですけれども、地域サービスセンターとか給水維持課とか工事課で50人以上の事業所は現在あるのですか。

◎（津久井組織再編担当部長兼人事課長） 50人以上の事業所はございます。

◆（加納委員） そうすると、新しく統合するでしょう。後から教えてもらうけれども、50人以上が今何カ所あるから、それがまた統合すると、50人以上のところをもっとふえると思うのだけれども、何カ所ぐらいふえそうですか。

◎（津久井組織再編担当部長兼人事課長） 新しい7事務所は、全て50人以上になると思います。中村に関しましては300人という水道局で一番大きな事務所ということになります。

◆（加納委員） 職員の健康管理が一番大事ではないかということを僕は市役所の中でずっと言っていて、そのために50人以上のところについては、産業医がしっかり入って職員の健康管理をしているのだけれども、その状況は今現在どうなっているのかということをお願いし、今後どうされるのかということだけ教えてください。

◎（津久井組織再編担当部長兼人事課長） 50人以上のところは、産業医による職場巡視等を行います。また、安全衛生委員会をやっております。私ども人事課の衛生管理の担当係長、保健師を中心に、また各事業所との間では産業医も毎月行くようにということで進めております。

◆（加納委員） したがって、統廃合に伴って産業医の体制、それから職員の健康管理、この辺については統廃合の伴う時期にもう一度現場でしっかりと徹底精査していただきたいということを要望しておきます。

それからもう一点、教えてください。（1）の地域部門のところで地域防災訓練等云々と書いてある。給水車が地域防災訓練のときに、よく来ますが何台あるのですか。

◎（土井水道局長） 現在、全体で 19 台保有しております。

◆（加納委員） それは、統廃合に伴ってどういう形で配置されるのですか。

◎（津久井組織再編担当部長兼人事課長） 7 事務所が基本になりますけれども、特に中村、菊名というのは工事部門等も抱えている大きな施設にもなります。防災の拠点という形になりますので、そこに重点的に配置することになるかと思いますが、具体的にはまだ決まっております。

◆（加納委員） 地域防災訓練のときに給水車が来てくれて、非常にインパクトがあって、ここで言う地域部門の皆さん方の活躍ぶりというのは地域の皆さん方の共感を大變得ているのだけれども、実際それだけの台数で、さらに統廃合に伴って配置を変えらるとなると、発災時にすぐ来られるかどうかという問題を含めて、発災時 18 区にきちんと行ける体制にはなっていると思うけれども、その辺については現状と統廃合の後と何か変わったことだとか、変わらなければいけないことだとか、それについての計画はどうなっているのか教えてください。

◎（土井水道局長） まず、距離としましては、統合しましても所管の区は、一番多いのが中心部の中区、西区、南区、保土ヶ谷区になるのですけれども、最大で 30 分で到着できるようにということでそれぞれのエリアを設定しております。そのサービス密度は今と変わらないと考えております。

今の給水車の配置については、詳細まではまだ決まっておりますが、重要拠点で、例えば地域防災拠点などで災害用地下給水タンクがない場所とか、また病院などで災害時に必要になりそうな場所とか、地域の詳細なチェックは今も逐次やっておりますし、今後も区役所などと相談してやっていきたいと考えております。

◆（加納委員） 先ほど山田委員のほうからもありましたように、事務所の統廃合によってお客様の利便性を確保していくとか、さまざまな形が書かれているので、お客様から言うと、事務手続の問題、それから発災時のときにそういったことが本当に身近に感じられる対応をとっていただきたいということも大きな希望だと思います。

地域防災拠点では、給水タンク、それから緊急給水栓、それから受水槽ということが今整備されていて、それを飲料水確保策として何とか進めているのだけれども、発災から 3 日間は給水タンクも給水栓も水道管や下水管の関係があって、とまってしまうのです。

給水車が優先的にどこに行かなければいけないか。例えば、瀬谷区で言うと、瀬谷さくら小学校はなかなか難しい地域で、受水槽もないし、給水タンクもないのです。給水栓しかないというところだと、発災時、本当に心配している部分があるので、そういったところも水道局が持っている給水車、統廃合に伴って、どこに優先的にということも含めながら、お客様にサービスできるような、災害時の問題も含めて進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎（土井水道局長） 事務所の統合によりまして、実際に地域と連携を深めております地域サービスセンターと、技術的な、いざ漏水事故などが起きた場合の給水維持課、これが 1 つの事務所になりますので、そこで緊密な連携はもちろん、日ごろからの地域とのつながり、それから地域防災訓練などを通して、今委員おっしゃったとおり非常に重要な視点ですので、いざというときに動ける体制をどんどん強化していきたいと考えております。

△西谷浄水場再整備の方向性について

◆（加納委員） この報告、これはこれでわかったのだけれども、検討委員会でさまざまな検討がされているので、その議事録をしっかりと見ないと軽々に言える話ではないのだが、この資料だけで見ると、臭気を取るということからいろいろな選択肢があって、さらに3ページあたりはコストだとか管理性だとか環境負荷とかあるのだけれども、数年前に安全性の観点からの、臭気ではなくて耐性菌だったか、ああいったなかなか難しい菌の除去ということからすると、安全性の検討というものはもちろんされたと思うのだけれども、それと3ページに書かれておる選択肢、その辺の兼ね合いはどうなっているのか教えてください。安全性の検討については、どのような検討されたのかというぐらいだけでもわかれば教えてください。

◎（土井水道局長） 牛窪基幹施設更新担当部長兼計画課長から答弁いたします。

◎（牛窪基幹施設更新担当部長兼計画課長） 利根川水系で発生しましたホルムアルデヒドの件でございますけれども、それについても検討しております。現状の粉末活性炭では除去はできませんが、今回採用します粒状活性炭による処理では一定の効果があるということが実験等で確認されております。

また、利根川水系にございました河川流域の工場の状況と相模川水系の工場の状況を比べますと、今回、ホルムアルデヒドについて調べたところ、それを扱っている工場がないということも確認していますので、その危険性もかなり低いと考えてございます。

◆（加納委員） ありがとうございます。利根川水系で数年前に大変大きな問題になって、既存の水道施設では非常に難しい新たなそういったものができてしまったということで大変大きな報道になって、本市として、ここの西谷浄水場をどうしようか。いわゆる膜ろ過にするのか、こういうことにするのか、本当に耐性菌を含めて菌に対してどういう対応するのかということはずっと関心があったのだけれども、ここには安全性についての項目が臭気という観点で書かれているから、何もなかったのをお聞きしましたが、その辺は確認していただければ結構です。

△水道料金の福祉減免について

◆（加納委員） では、1点だけ済みません。

水道料金の減免、減額制度について現状がどうなっているかだけ教えてください。

◎（土井水道局長） お客さまサービス推進部長から説明いたします。

◎（小賀野お客さまサービス推進部長） 全般的な状況ということでございますと、私どもの横浜市水道条例の中で減免できるという規定を設けておりまして、また施行規程の中で具体的に福祉の関心の減免などを定めているという状況でございます。

◆（加納委員） それで、水道局のホームページを見ると、減免・減額制度については、個人福祉減免制度と施設減免制度ということがあって、例えば、身体障害者1級及び2級だとか、それから要介護の4とか5とか8項目ぐらいあるのだけれども、そういう方たちについて減免・減額制度がある。

そこで、実は私のところに御相談があって、例えば旭区に住んでいらっしゃる老夫婦、奥様が介護度4とか介護度5なので申請すると減免制度が行われる。たまたま入院繰り返して、一番近い、旭区と隣接する瀬谷区に娘さんがいて親孝行ということもあるし、老老介護して生活しているから、今の状況だと、帰るとお父さんに余計な負担がかかるということで、容体がもう少し回復する時期まで、そこの娘さんのところで面倒を見ようということで

したのだけれども、1カ月過ぎ、2カ月過ぎ、回復がなかなか遅い。そうすると、要介護5のお母様にかかる負担もだんだんと大きくなってきて、調べてみたら、お母さんは要介護5だから減免・減額制度ができるというので、娘さん御一家がここに書いてあるようにお客さまサービスセンターに申請に行ったら、それは住民票のある旭区でなければだめです。だから、今お母様が瀬谷区で娘さんと親孝行も含めて一生懸命やっているけれども、そこでの減免はなりませんというお話だったのです。

そこで、所管する健康福祉局だとか、各区と連携して聞いてみたら、水道局としては、お母様のもともと住民票があって、そこに住んでいるところでなければだめ、これが現状の制度なのです。それでよろしいでしょうか。

◎（小賀野お客さまサービス推進部長） そのとおりでございます。

◆（加納委員） そこで、こういう方は施設にもなかなか入らないで、家族で面倒を見ようとか、いろいろな形で御家族で工夫して見ようとしている方たちが多くなってきているようです。

だから、そういった意味では、お母さんが要介護5で、その方に対して減免・減額しているのだから、お母さんが例えば1カ月とか2カ月とか、もっと長期化する可能性もあるのだけれども、娘の家にいる間は、そこで申請させてくれないか。でも、現状では住所地でないだめです。でも、そこにはお母さんは住んでいないため使っていないのだから、住所地の減免・減額制度は要らないのだけれども、お母さんのいるところで申請して、お母さんがいる間は、そこでの減免・減額制度はできないかという御相談と御意見・御要望なのです。それについて、多分現状では無理なのでしょうか。

◎（小賀野お客さまサービス推進部長） 現状の仕組みの中では困難であると考えております。

◆（加納委員） きょうは意見とか要望にとどめますけれども、各家族の中でさまざまな負担があって、家族が面倒を見る。市内18区、本市の水道局、横浜市内という形の減免制度の中で、そういった方たちがふえてきたということを認識していただいて、特に要介護5などは健康福祉局との兼ね合いがあるので、相談しながら、事務手続の問題と、それからそこに実際に居住しているかという問題を確認すれば、ある程度クリアできると僕は思うのだけれども、この件について検討していただけないかということだけ要望したいのだが、いかがでしょうか。

◎（土井水道局長） 福祉関係の減免につきましては、制度としては健康福祉局が所管しております。委員がおっしゃったとおり区役所で受け付けしまして、私どもで減免して、その部分を一般会計から水道事業会計のほうへ繰入金金をいただいているという現状でございます。

今のお話は、きめ細かい部分でどういう工夫ができるかということですので、きょうの要望の内容は、健康福祉局に伝えまして、相談いたしたいと考えております。

◆（加納委員） では、関係するところと御相談いただいて、最終的には水道局のところにお問い合わせが行くのだよね。水道料金の減免なのだからということも含めて検討していただきたい。